**平成２４年（再イ）第６５号**

広島市中区舟入中町２―26―203、住民票上の住所広島県安芸高田市高宮町川根3807番地

再生債務者　辻駒　りえ

1　決議に付する再生計画案　平成25年１月11日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成25年２月18日

3　再生計画案に対する回答期間　平成25年２月18日まで

平成25年１月21日

広島地方裁判所民事第４部

**平成２４年（再イ）第１２号**

山口県防府市大字伊佐江225番地の75

再生債務者　大坪　　修

1　決議に付する再生計画案　平成25年１月17日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成25年２月18日

3　再生計画案に対する回答期間　平成25年２月18日まで

平成25年１月21日　　山口地方裁判所

**平成２４年（再イ）第４６号**

熊本市東区戸島西１丁目29番32―301号

ﾃｰｶﾝﾏﾝｼｮﾝ健軍東２番館

再生債務者　藤崎　勝久

1　決議に付する再生計画案　平成25年１月８日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成25年２月18日

3　再生計画案に対する回答期間　平成25年２月18日まで

平成25年１月21日

熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

## 小規模個人再生による再生計画不認可

**平成２３年（再イ）第４３３号**

福岡市城南区田島１丁目４番８―510号

再生債務者　立山　正幸

1　主文　本件再生計画を認可しない。

2　理由の要旨　平成24年８月31日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法231条２項１号に定める事由がある。

平成25年１月15日

福岡地方裁判所第４民事部

## 給与所得者等再生による再生手続開始

**平成２４年（再ロ）第７号**

岐阜市粟野東５丁目551番地２

再生債務者　林　　文夫

1　決定年月日時　平成25年１月21日午後３時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成25年２月12日まで

4　一般異議申述期間　平成25年２月25日から平成25年３月４日まで

岐阜地方裁判所

**平成２４年（再ロ）第４号**

広島市安佐北区可部南１丁目８番45―303号

サニーコーポ武田Ⅰ

再生債務者　阿比留高政

1　決定年月日時　平成25年１月18日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成25年２月15日まで

4　一般異議申述期間　平成25年２月22日から平成25年３月８日まで

広島地方裁判所民事第４部

**平成２４年（再ロ）第２号**

群馬県前橋市荒牧町２丁目８番地20　ハイブリッジ７―206号、住民票上の住所群馬県前橋市川原町１丁目35番地５

再生債務者　町田　昌史

1　決定年月日時　平成25年１月21日午前10時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成25年２月18日まで

4　一般異議申述期間　平成25年３月４日から平成25年３月25日まで

前橋地方裁判所民事部破産再生係

## 給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

**平成２４年（再ロ）第４号**

福島県田村郡三春町大字下舞木字虫内161番地の11

再生債務者　小林　智子

1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年12月14日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成25年２月18日まで

平成25年１月18日

福島地方裁判所郡山支部再生係

## 給与所得者等再生による再生計画認可

**平成２４年（再ロ）第１００１８号**

東京都品川区北品川２―29―６―204

再生債務者　金谷久美子

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成24年12月12日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成25年１月17日

東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（再ロ）第８号**

北海道上川郡東川町西４号北29番地

再生債務者　加藤　恭大

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成25年１月11日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成25年１月18日　　旭川地方裁判所民事部

**平成２４年（再ロ）第５９号**

大阪市大正区三軒家東４丁目８番４―508号

再生債務者　宮渕　尚哉

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成25年１月15日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成25年１月17日

大阪地方裁判所第６民事部

# 会社公告

## 合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は平成二十五年三月一日であり、甲の株主総会の承認決議は平成二十五年二月二十五日に予定しており、乙は会社法第七八四条第二項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定する予定です。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十四年三月二十日

掲載頁　一五一頁（号外第七十五号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十四年三月二十九日

掲載頁　一四五頁（号外第七十二号）

平成二十五年一月二十九日

東京都千代田区神田和泉町一番地

（甲）キリンビバレッジ株式会社

代表取締役　首藤　由憲

東京都渋谷区神宮前六丁目二六番一号

（乙）キリンエムシーダノンウォーター株式会社

代表取締役　井上　貴順

## 合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十五年四月一日であり、甲は会社法第七九六条第三項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十四年五月二十九日

掲載頁　三十九頁（号外第一一六号）

平成二十五年一月二十九日

大阪市東淀川区西淡路三丁目一番五六号

（甲）株式会社三社電機製作所

代表取締役社長　四方　邦夫

大阪市東淀川区西淡路四丁目一四番七号

（乙）株式会社三社エンジニアリングサービス

代表取締役社長　本多　宏彰